

関西住宅品質保証株式会社
確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「関西住宅品質保証株式会社確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、関西住宅品質保証株式会社(以下「当機関」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認申請手数料は、当機関に住宅性能評価サービス(以下「性能評価」という。)を申し込んだ住宅については確認申請一件につき別表第1に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については別表第2に定める額とし、その他については別表第3に定める額とする。

2 別表第1、別表第2及び別表第3の床面積の合計は、次の各号に定める区分に応じた面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(第3号および第4号に掲げる場合は除く。)

当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合

当該計画の変更に係る部分の床面積

(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算)

※計画変更の内容により、変更に係る部分の床面積によることが、相当でない場合には、変更前の建築確認手数料金額の $2/3 \sim 1/2$ を適用する

(3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合

当該建築に係る部分の床面積

(4) 当機関が確認審査中であつた建築物の計画を大規模に変更して建築物を建築する場合

当該建築に係る部分の床面積の $1/2$

(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算)

3 構造計算適合性判定(以下「判定」という。)を要する建築物を含む場合においては、判定に係る経費として、建設地の属する都道府県の知事の指定を受けた判定機関の定める判定手数料額にエキスパンション・ジョイント等で構造的に別棟扱いとなる場合には当該建築に係る棟の数に5,000円を乗じた額を第1項の規定による額に加算する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。)に関する確認申請手数料は、一の建築設備につき別表第4に定める額とする。

2 業務規程第17条に規定する小荷物専用昇降機に関する確認申請手数料は、小荷物専用昇降機一基につき別表第5に定める額とする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物に関する確認申請手数料は、一の工作物につき別表第6に定める額とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第26条に規定する建築物の中間検査の申請手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅については中間検査申請一件につき各検査面積対象ごとに別表第1に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については同じく別表第2に定める額とし、その他については同じく別表第3に定める額とする。

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第6条 業務規程第32条に規定する建築物の完了検査申請手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅については完了検査申請一件につき別表第1に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については別表第2に定める額とし、その他については別表第3に定める額とする。また「建築物省エネ法」に係る適合義務のある建築物については別表第8に定める完了加算手数料を加算する。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程第32条(法第87条の2において準用する場合に限る。)に規定する建築設備の完了検査申請手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅に関するものについては一の建築設備につき30,000円とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫に関するものについては45,000円とし、その他については90,000円とする。

2 業務規程第27条に規定する小荷物専用昇降機の完了検査申請手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅に関するものについては小荷物専用昇降機一基につき20,000円とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫に関するものについては30,000円とし、その他については60,000円とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第32条に規定する工作物の完了検査申請手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅に関するものについては一の工作物につき30,000円とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫に関するものについては45,000円とし、その他については135,000円とする。

(仮使用認定に関する申請手数料)

第9条 業務規程第38条に規定する仮使用認定の申請に係る書類・図面審査、現場検査の手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅については申請一件につき別表第1に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については別表第2に定める額とし、その他については別表第3に定める額とする。

2 建築設備の認定手数料は、第7条第1項又は第7条第2項に規定する完了検査手数料を適用する。

3 工作物の認定手数料は、第8条に規定する完了検査手数料を適用する。

(遠隔地の場合の検査申請手数料)

第10条 検査の対象となる工事が別表第7(イ)欄に掲げる区域内で行われる場合は、第5条から前条までの手数料の額に別表第7(ロ)欄に掲げる額を加算する。

ただし、検査場所が島しょ部等である等、通常の交通手段により難しい場合には、別途、交通費として実費を定めることができるものとする。

(確認申請等手数料の減額)

第11条 当機関は、継続して多量の取引が見込める場合又は地域の実情等により必要と認められる場合については、第2条から第9条に定める手数料の額について、それぞれ当該手数料の額を超えない範囲で別に手数料を定めることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項又は特別な事情により、この規程に定める手数料が適当ではないと当機関が判断した場合においては、当機関と申請者の協議により定める額とする。

(平成27年12月 1日改訂附則)

附則第1条 この確認検査手数料規程は、平成27年12月 1日から施行する。

施行：平成17年01月01日

改訂：平成18年09月22日

改訂：平成20年03月06日

改訂：平成24年01月16日

改訂：平成27年12月 1日

改訂：平成30年11月 1日

以上

<別表 確認検査及び仮使用認定手数料>

別表 第1 (当機関に性能評価を申し込んだ建築物の申請手数料)

(単位:円)

手数料の額	確認検査の区分				仮使用認定
	建築確認	中間検査	完了検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
床面積の合計					
100㎡以内	35,000	23,000	27,000	30,000	45000
100㎡を超え、200㎡以内	45,000	33,000	40,000	43,000	64500
200㎡を超え、500㎡以内	70,000	47,000	54,000	57,000	85500
500㎡を超え、1,000㎡以内	110,000	70,000	81,000	85,000	127500
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	160,000	100,000	120,000		180,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	250,000	140,000	170,000		255,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	370,000	180,000	220,000		330,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	490,000	230,000	280,000		420,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	610,000	280,000	340,000		510,000
30,000㎡を超え、50,000㎡以内	730,000	350,000	420,000		630,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,000,000	600,000	720,000		1,080,000
100,000㎡を超えるもの	1,400,000	900,000	1,080,000		1,620,000

※「建築物省エネ法」に係る適合義務のある建築物については、完了検査手数料に別表第8に定める完了加算手数料に定める額を加算する。

別表 第2 (当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫に関する建築物の申請手数料)

(単位:円)

手数料の額	確認検査の区分				仮使用認定
	建築確認	中間検査	完了検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
床面積の合計					
100㎡以内	53,000	35,000	41,000	45,000	67500
100㎡を超え、200㎡以内	68,000	50,000	60,000	65,000	97500
200㎡を超え、500㎡以内	105,000	71,000	81,000	86,000	129000
500㎡を超え、1,000㎡以内	165,000	105,000	122,000	128,000	192000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	240,000	150,000	180,000		270,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	380,000	210,000	260,000		390,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	560,000	270,000	330,000		495,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	740,000	350,000	420,000		630,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	920,000	420,000	510,000		765,000
30,000㎡を超え、50,000㎡以内	1,100,000	530,000	630,000		945,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,500,000	900,000	1,080,000		1,620,000
100,000㎡を超えるもの	2,100,000	1,350,000	1,620,000		2,430,000

※「建築物省エネ法」に係る適合義務のある建築物については、完了検査手数料に別表第8に定める完了加算手数料に定める額を加算する。

別表 第3 (住宅・倉庫以外の建築物の申請手数料)

(単位:円)

手数料の額	確認検査の区分				仮使用認定
	建築確認	中間検査	完了検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
床面積の合計					
100㎡以内	106,000	70,000	82,000	90,000	135000
100㎡を超え、200㎡以内	136,000	100,000	120,000	130,000	195000
200㎡を超え、500㎡以内	210,000	142,000	162,000	172,000	258000
500㎡を超え、1,000㎡以内	330,000	210,000	244,000	256,000	384000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	480,000	300,000	360,000		540,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	760,000	420,000	520,000		780,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	1,120,000	540,000	660,000		990,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	1,480,000	700,000	840,000		1,260,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	1,840,000	840,000	1,020,000		1,530,000
30,000㎡を超え、50,000㎡以内	2,200,000	1,060,000	1,260,000		1,890,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	3,000,000	1,800,000	2,160,000		3,240,000
100,000㎡を超えるもの	4,200,000	2,700,000	3,240,000		4,860,000

※「建築物省エネ法」に係る適合義務のある建築物については、完了検査手数料に別表第8に定める完了加算手数料に定める額を加算する。

別表 第4 (建築設備に関する確認の申請手数料)

(単位:円)

	当機関に性能評価申し込んだ住宅	当機関に性能評価申し込まない住宅及び倉庫	住宅・倉庫以外の建築物
①建築設備を設置する場合(②及び③の場合を除く)	25,000	38,000	76,000
②確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合	25,000	38,000	76,000
③確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合	15,000	23,000	46,000
④当機関が確認審査中であつた建築設備の計画を大規模に変更して建築設備を設置する場合	15,000	23,000	46,000

別表 第5 (小荷物専用昇降機に関する確認の申請手数料)

(単位:円)

	当機関に性能評価申し込んだ住宅	当機関に性能評価申し込まない住宅及び倉庫	住宅・倉庫以外の建築物
①小荷物専用昇降機を設置する場合(③及び④の場合を除く)	15,000	23,000	46,000
②確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合	15,000	23,000	46,000
③確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合	10,000	15,000	30,000
④当機関が確認審査中であつた小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更して設置する場合	10,000	15,000	30,000

別表 第6 (工作物に関する確認の申請手数料)

(単位:円)

	当機関に性能評価申し込んだ住宅	当機関に性能評価申し込まない住宅及び倉庫	住宅・倉庫以外の建築物
①工作物を築造する場合(③及び④の場合を除く)	35,000	53,000	159,000
②確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合	35,000	53,000	159,000
③確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合	20,000	30,000	90,000
④当機関が確認審査中であつた工作物小荷物専用の計画を大規模に変更して築造する場合	20,000	30,000	90,000

別表 第7 (遠隔地の場合の検査手数料加算額)

(単位:円)

(い)	(ろ)	
	当機関に性能評価申し込んだもの	当機関に性能評価申し込まないもの
概ね30Km～ 50Km	5,000	5,000
概ね50Km～100Km	10,000	10,000
100Km以上	15,000	15,000

* 原則として関西住宅品質保証からの直線距離の区分に応じる。

別表 第8 (完了加算手数料)

省エネ適合性判定を要する部分の床面積割合	省エネ適合性判定を当社が行っている場合	省エネ適合性判定を当社以外が行っている場合	一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の審査
全体	当該完了検査を行う面積に対する完了検査手数料の20%に当たる額	当該完了検査を行う面積に対する完了検査手数料の40%に当たる額	当該完了検査を行う面積に対する当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料の30%に当たる額
一部	省エネ適合性判定を要する部分の床面積に対する完了検査手数料の20%に当たる額	省エネ適合性判定を要する部分の床面積に対する完了検査手数料の40%に当たる額	省エネ適合性判定を要する部分の床面積に対する当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料の30%に当たる額

* 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)

計画変更前の省エネ性能が省エネ基準を1割以上上回り(BEIが0.9以下)、変更後の省エネ性能の減少が1割以内に収まるものとして以下に該当する変更

- (a) 空気調和設備(次に掲げる(イ)、(ロ)いずれかに該当し、これ以外については変更なしに性能が向上する変更)
- ※ (イ)と(ロ)の両方に該当する場合はルートCとなります。
- (イ)外壁かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ 窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
- (ロ)熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
- (b) 機械換気設備(次に掲げる(イ)、(ロ)いずれかに該当し、これ以外については変更なしに性能が向上する変更)
- ※ (イ)と(ロ)の両方に該当する場合はルートCとなります。
- (イ)送風機の電動機出力について10%を超えない増加
- (ロ)計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途:駐車場、厨房のみ)
- (c) 照明設備(評価の対象となる室の用途ごとにつき、次に掲げる内容に該当し、これ以外については変更なしに性能が向上する変更)
- 単位床面積あたりの照明器具消費電力について10%を超えない増加
- (d) 給湯設備(評価の対象となる湯の使用用途ごとにつき、次に掲げる内容に該当し、これ以外については変更なしに性能が向上する変更)
- 給湯機器平均効率について10%を超えない低下
- (e) 太陽光発電(次に掲げる(イ)、(ロ)いずれかに該当し、これ以外については変更なしに性能が向上する変更)
- ※ (イ)と(ロ)の両方に該当する場合はルートCとなります。
- (イ)太陽電池アレイのシステム容量:2%を超えない減少
- (ロ)パネルの方位角について30度を越えない変更かつパネルの傾斜角について10度を越えない変更